

## 規程の訂正は 労働時間として取り扱え！！

3月のダイヤ改正から車掌の二人乗務が実施され、それに伴う、営業科・指導科の規程、マニュアルの訂正が行われました。

そして、現場の乗務員に対して営業科・指導科の掲示で規程の訂正の指示が出されました。

これまでも、ことある毎に規程・マニュアルの訂正が指示されますが、今回は、二人乗務に関わる部分の訂正が多い上に、営業科の規程・マニュアルの訂正は「再訂正」まで出され、実測した人の中には、1時間ほど訂正に要したとの声も聞きました。

このことについて、A乗務員が総務科長に尋ねに行きました。

- A乗務員)・・・規程の訂正について尋ねます。  
規程の訂正に今回、40分以上かかりました。(車掌科の再訂正出る以前)  
規程の訂正を自分の時間でやるのはおかしいと思います。
- 総務科長)・・・会社としては以前から取り扱いは、変わりません。
- A乗務員)・・・西日本も東日本も訓練などで時間を設けて訂正をしています。  
現場で判断出来なければ、支社なりに聞いて回答を下さい。
- 総務科長)・・・話は、話として聞いておきます・・・

### その回答を聞きに、3月27日に総務科に出向きました。

- A乗務員)・・・先日、聞いた規程の訂正の時間についての見解と、支社にも聞いて下さいと言った回答について、おしえて下さい。
- 総務科長)・・・あの掲示(営業科・指導科)の通りの指示です。従前の取り扱いと変わりありません。
- A乗務員)・・・掲示で指示とは業務指示だから時間を付けることになりますね。
- 総務科長)・・・手待ち時間で、ということ。
- A乗務員)・・・手待ち時間とは、労働時間なのか、労働外時間なのかおしえて下さい。
- 総務科長)・・・到着して、時間内にやるとか・・・
- A乗務員)・・・遅延対応時間を規程の訂正に使うとういことですか？  
だから、時間の区別がハッキリしない。JR西日本の宝塚線事故の教訓のから西日本は、安全に関わる業務の規程の訂正をきっちり訓練時間でやっています。東日本も時間付けて訂正しています。

### そこに、総務の高畑助役来ました。

- A乗務員)・・・何しに来られましたか？
- 高畑助役)・・・総務科長がいじめられていると思って。 総務科長・・・(苦笑)
- A乗務員)・・・手待ち時間の概念について、聞きます。手待ち時間は、労働外時間ですか？
- 高畑助役)・・・労働外時間・・・
- A乗務員)・・・労働外時間に業務指示ということですか？それでいいんですね？
- 高畑助役)・・・いや労働時間・・・？

現場管理者に聞いても、言ってることの意味が全く理解していないようです。

**皆さん！曖昧な、労働区分にも存在しない、「手待ち時間」なるものに騙されてはいけませんよ！！**